

指定管理施設実態調査 調査票(1)

1 施設名等

施設名	栗東市民体育館・栗東運動公園・治田西スポーツセンター・十里体育館・平谷球場・野洲川体育館・野洲川運動公園・弓道場	住所	滋賀県栗東市川辺390-1
		電話	077-553-4321
		ホームページ	http://www.ritto-taikukan.jp/

2 指定管理者及び市の所管課名

指定管理者名	公益財団法人栗東市スポーツ協会	市所管課名	スポーツ・文化振興課
		電話番号	077-551-0318

3 施設概要

設置年月日	昭和53年7月1日 他
設置目的	スポーツ及びレクリエーションの振興と市民の文化教養の向上を図り、あわせて心身の健全な発達を促進することを目的として栗東市民体育館・栗東市屋外体育施設を設置する。この条例は、都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。
施設内容	栗東市民体育館・栗東運動公園・治田西スポーツセンター・十里体育館・平谷球場・野洲川体育館・野洲川運動公園・弓道場
利用料金等	栗東市社会体育施設利用料金による
開館日・開館日時	月曜日(月曜日が祝・祭日の場合は翌日)及び年末年始の休館日以外の9時から21時

4 指定管理者が行う業務等

指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
管理運営委託料	令和4年度 55,400,000
指定管理者が行う業務	①施設等の利用の許可に関する業務 ②施設等の利用に係る料金の収受に関する業務 ③公共施設予約システムに関する業務 ④施設等の維持及び修繕に関する業務 ⑤物品等の貸し出しに関する業務 ⑥施設・設備の清掃・保全等の管理業務 ⑦地域住民の文化体育振興に寄与する為の各種事業の自主開催 ⑧市の行政政策との連携、連絡調整及び報告 ⑨市から受託する事業及び業務 ⑩市の生涯学習に寄与する大会及び事業への共催
施設の管理体制	事務局長1、係長2、スポーツ振興係2、施設管理(市民体育館2、栗東運動公園2、野洲川体育館・運動公園10、治田西スポーツセンター4、十里体育館4) 栗東市体育施設管理運営については、条例の設置目的に照らし、市民の心身の発達と健康増進、体力向上および競技技術の向上を目的とした活動を促進し、利用者の皆様に安全で快適、気軽な施設を提供するため、より良い環境を創出している。また、施設の効用を最大限に活かすため、利用の空き時間やスペースを利用し初心者向けの事業を開催することにより利用率のアップと生涯スポーツの定着を図っている。民間企業とは異なる公益性のある事業展開を特色とする公益財団法人として、民間企業が行う「営利事業」「特定の個人・団体の利益を図る活動」「特別の利益を与える行為」を行わないことを前提に、不特定あるいは多数の方に有益な事業を展開している。そして、市民及び利用者への還元を目的に公益認定を取得し、財政支出を抑制し、施設管理のスピード感を速め、今日までに培った実績とノウハウを活用し、利用者のニーズを踏まえた利便性の高い施設整備・スポーツ振興事業及び管理運営を行っている。 なお、平成31年4月1日より、公益財団法人栗東市スポーツ協会と名称変更している。

5 施設の利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	令和4年度	14,977	19,336	18,346	18,804	15,527	18,449	20,557	22,022	14,580	14,341	15,639	16,457	209,035

利用料金制を採用している場合は記入のこと。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用料金収入(千円)	令和4年度	4,767	2,202	2,037	2,178	1,999	2,154	2,283	2,252	1,924	1,175	714	870	24,555

6 サービスの質の向上に向けた取り組み・利用者の反響等

令和4年度	栗東市社会体育施設の管理においては、施設利用の公平性を確保し、効果的かつ効率的及び安心・安全な管理運営に努め、幅広い年齢層を対象とする体力づくり・健康づくりに資するスポーツ振興事業を企画・実施し、生涯スポーツの推進に全力で邁進してきたことで施設を利用される方も増加傾向にあり、施設の改修工事による休館(栗東市民体育館4月)や新型コロナウイルスの影響があったものの、昨年度よりは増加の結果となり、最終的に年間約20.9万人であった。誰もが気軽に参加出来る「楽しみ・親しむスポーツ」の拡充をはかりつつ、競技スポーツの必要性も認識した事業を展開し、年齢や体力・ライフスタイルにあったスポーツを楽しめる環境づくりの場として、各種スポーツ振興事業を行ってきた。全ての事業は、生涯の各時期にわたって、それぞれの体力・年齢・目的に応じて楽しむことができ、事業種目や内容も独自の事業評価システムにより内部評価だけでなく外部評価も取り入れ、アンケート調査など市民の声も常に意識した新しいニーズに対応してきたことで、事業に参加される方も子どもからご老人まで幅広く多くの方に支持されている。市民の健康・体力維持増進のため自主的にスポーツに取り組める環境を整備し、市民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツを体験できる環境を施設運営・スポーツ振興事業両面から実施し、市民の視点に立ったサービスの向上に努めている。また、隠された無駄を徹底的にピックアップし、職員各々のコミュニケーションにより事務事業の重複を避け、作業の単一化と合理化を徹底することで、サービス低下を招くことなく、経費削減を実践している。
-------	--

7 施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取り組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	民間企業とは異なる公益性ある事業展開を特色とする公益財団法人として、民間企業が行う「営利事業」「特定の個人・団体の利益を図る活動」「特別の利益を与える行為」を行わないことを前提に、不特定かつ多数の方の利益の増進に寄与する事業を展開し、市内の各種競技団体や中学校体育連盟、高等学校体育連盟、民間企業等とも連携を図り、その設置目的が栗東市スポーツ推進計画の理念・方針と合致し、栗東市がスポーツ振興を推進する上で大きな役割を担っている。「公の施設の指定管理者制度運用指針」に規定されている「地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に達成できる場合」に該当する中で、当協会がスポーツ施設の管理・運営を行うことは、施設の公共性や公益性を高め、地域の特性を生かしたスポーツ施設として非常に効果的である。また、当協会は、経費の削減については既に当初の目的を達成しつつあり、これ以上の価格競争は公共サービスの水準の確保の観点からも望ましくないと考え、今後はより安定した施設の管理運営と質の向上に努め、営利を目的としない団体として、各種スポーツ教室やスポーツイベントの開催等、公益的な事業を充実・展開し、本市のスポーツ振興において欠かせない団体として、1年延期となり、2025年に滋賀県で開催が予定となった国民スポーツ大会に向けて、施設の整備や大会運営の準備等、スポーツ施設と一体となった体制づくりを強化し、利用者のニーズを充分踏まえながらも施設の設置目的に合致した利便性の高い、より効果的かつ効率的な施設管理運営を実現したいと考えている。
市の施設所管課の確認・検証意見	市民等に関われた団体として、社会体育施設の運営・維持管理に努め、近年は主に小学生を対象としたスポーツ事業を増やし、将来のアスリート育成を目指している。
仕様等に対する実績(調査票(2)より平均値)	
5 (4) 3 2 1	

8 職員研修

(1)基本協定での位置付け

研修実施の基本協定書への明文化の有無	人権同和問題	(有) 無	(基本協定書に明記)
	従業員研修	(有) 無	(基本協定書・業務仕様書に明記)

(2)人権・同和問題等研修の取り組み状況

実施年月日	対象者	参加人数	研修内容(研修会名、講師の所属・氏名、ビデオ・映画名等、社外研修の場合は実施主体)	実施区分		実施場所	所要時間
				組織内	組織外		
7月20～22日	全職員	36	人権研修 ビデオ鑑賞「職場のコミュニケーションのヒント、違いを力にするために」と意見交換	○		栗東市民体育館	0.6時間
1月27日	職員	3	令和4年度集合研修「基礎研修(人権・同和問題)」		○	危機管理センター	1.5時間

(3)人権・同和問題等研修に関する確認・検証

指定管理者の自己検証	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べ研修会の開催が少なく、参加の機会が減った。研修の開催や参加は、日常業務の合間となるが、職員の人権感覚を養う一助となっている。
市の施設所管課の確認・検証意見	市等主催の人権・同和問題研修に積極的に参加し、また職場研修も実施されるなど、職員の人権意識の高揚を図っている。

指定管理施設実態調査 調査票(2)

施設(サービス)名 栗東市社会体育施設
所属名 スポーツ・文化振興課

指定管理仕様等各項目に対するチェックリスト							
番号	項 目	各項目の記載箇所	評 価(いずれかに○をすること)				
			5	4	3	2	1
1	施設の受付、案内に関する業務	基本協定書		○			
2	施設の利用の許可(取消)に関する業務	基本協定書		○			
3	施設利用料金の徴収に関する業務	基本協定書		○			
4	施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務	基本協定書		○			
5	その他施設の設置目的を達成するために必要な業務	基本協定書		○			
6	施設及び設備の保守点検に関する業務	基本協定書		○			
7	施設の清掃に関する業務	基本協定書		○			
8	敷地内の清掃等に関する業務	基本協定書		○			
9	備品類の管理・調達	基本協定書		○			
10	保安警備業務	基本協定書		○			
11	その他の維持管理	基本協定書		○			
12	事業計画書及び収支予算書の作成	基本協定書		○			
13	事業報告書の作成	基本協定書		○			
14	事業報告書(収支決算書を含む)の作成	基本協定書		○			
15	施設の法定点検、施設点検報告	基本協定書		○			
16	職員研修	基本協定書		○			
17	施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告	基本協定書		○			
18	市との協議により、実施することとなった業務	基本協定書		○			
19	市との協議により、共催で実施することとなった事業に係る業務	基本協定書		○			
20							
合 計(○の数を記入すること)			0	19	0	0	0

※ 項目が足りない場合は、2枚目に記入のこと。

※ 評価が3、2、1の各項目については、改善策を調査票(3)に記入すること。

5:基準を大きく上回ってできている。

4:できている。

3:一部できていない。

2:半分程度しかできていない。

1:全くできていない。